

十一 改定仮名遣は文法を破壊す

るものにあらず (昭和六年十月)

湯沢幸吉郎

『教育研究』(昭和六年十月)に発表されたもので、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」に対する批判のうち、特にそれが文法を破壊するものであるという批判について反論したものである。

湯沢幸吉郎(一八八七—一九六三)は国語学者で、文部省図書監修官、早稲田大学教授。

一

臨時国語調査会の仮名遣改定案に反対する議論の中で、之を採用実行すると、国語の語法文法を破壊することになると説くものがある。若し果して論者の言の如き事実があるならば、改定案には他に如何なる優秀な点があつても、われ等は絶対に之に反対しなければならぬし、何人が考えてもこれは改定案に対する致命的な批難だと、言わなければならぬ。然れどもわれ等の見る所によれば、文法(語法と區別せず。以下同様)破壊の攻撃は、全然誤解から出たものである。

言うまでもなく、文法とはわれ等が一定の思想を發表する

に當つて、それに相當する言語を排列するに就いての法則である。之を説く為には、言語を幾つかの種類に分類して、その各種の性質を究めることは必要であるが、結局は、思想に相當する言語を綴り合せるのが目的である。たとえば、風の吹くを否定する意で、「風が吹かない」と言うのは、文法上正しいのであるが、若しこれを、「風が吹きない」「風と吹かない」など言つたら、それは文法違である。

二

古今東西を問わず、およそ如何なる民族の有する言語でも、全然支離滅裂で、何等の法則のないものは考え得ない。若しその様なものであつたら、言語としての使命を果さず、従つて仮りに存したとしても、直ちに死滅してしまふはずである。是によつて観ると、言語の存する所、必らず文法あり、文法の存在は、その言語を語る民族が、文字を有すると否とに關係のないことが明かである。之を我が国に就いて見るに、神代には神代の文法があつたはずであり、奈良朝には奈良朝の文法があつた。更に個人で言えば、平安朝の公卿の語る言語にも文法があり、今日の無学文盲者でもそれが普通の人であつたら、やはりその口から出る言語に文法があるのである。たゞそれに気がついて居るか否かの相違はあるが、文法の存在そのものには変りがない。地球の引力は、ニュートンの創造したものではない。

文法は右の如き性質故、国語を仮名で表記しようが漢字で表記しようが、またはローマ字で表記しようが、実際の国語を写すと言う約束の成立つて居る以上は、文法破壊とはならない。反対に歴史的仮名遣であろうが発音的仮名遣であろうが、又は標準式ローマ字であつても日本式ローマ字であつても、若し実際の国語を写して居なかつたら、文法破壊のかどで、一日も存立を許すべからざるものである。

こゝで誤解を避ける為に一言するが、「不言・鯉などを発音するのに、ハ行の音を用いない現代でも尚且、歴史的仮名遣でイハズ・コヒと表記するのは、実際の国語を写して居るものでない」と攻撃する者があつたら、それは当らない批難である。何となれば、この主義では、別に語間語尾にあるハ・ヒは、ワ・イと発音することを約束して居るからである。

要するに、これまで主張されて来た歴史的仮名遣でも、また新に発表された仮名遣改定案でも、それ／＼の約束を規定してあるので、何れの主張者から出るにしても、対手を攻撃するのに「文法破壊」を以てするのは、当らない批難である。換言すれば、双方に「文法破壊の事実なし」とするのが、われ等の所見である。

三

以上簡単ながら本稿の眼目とする所を述べ終えたが、次に、仮名遣改定案に対する「文法破壊」の批難は、如何なるこ

とを意味するかを考えるに、これは発音の変化から生ずる文法の「説き方」である。説明の方法の変化を、文法破壊と命名したのである。

歴史的仮名遣の論者は、大体標準を、奈良朝から平安朝の天曆頃までのものに置く様である。今仮りにこの時代を標準時代と称することにする。さてわが国語の動詞の活用は、必ずらず五十音図の同一の行においてするのが、鉄則である。然るに改定仮名遣に従えば、次の様に二行に活用するものが生じて、この原則を破るものである。これ文法破壊であると、歴史的論者が言う。

救ワ　ーイ　ーウ　　ーエ　（ワア行。文語・口語）

撫デ　ーズ　ーズル　ーズル（ダザ行。文語）

成程標準時においては、語尾をハ行の音で「救ハ　ーヒ　ーフ　ーヘ」と言い、又ダ行で「撫デ　ーツ　ーツル　ーツレ」と発音して居たはずであるから、語尾の二行にまたがるものもなかつた訳である。従つてその当時「救ワ」「救エ」、または「撫ズ」「撫ズレ」など発音するか、表記したら、それは明かに文法破壊である。然れども現在では「救ワ」「救エ」と発音して居る以上は、ワ・エで表記することは、實際をそのまま写して居るのである。之をしも文法破壊と言うべくんば、標準時にやはり實際を写して居る「救ハ」「救ヒ」も、同様に文法破壊と言わねばならぬ理である。ズツの区別は遙か後世まで存

し、今尚そうゆう地方があつても、全国の実状から見て之をズに統一することになつたのであるが、動詞の「撫デ、ーツ」に就いては、「救ウ」について言つたと同様である。歴史的仮名遣で綴つた現代文「救ハズ」「救ヒタリ」等のハヒも、若しハ行音に発音することに定めたら、事実として存しないことを表すものであつて、立派な文法破壊である。

此の如く歴史的仮名遣の「救ハズ」も、改定仮定遣による「救ワズ」も、現代人の文としては、文法違の事実がないのである。こゝに強いて「文法破壊」の語を使ったかつたら、標準時代以後に變つた「発音」そのものに、持つて行くべきである。

この外歴史的仮名遣で言えば、動詞・形容詞の語幹と説かれる者が、改定案によると變化する事になる。それも文法破壊の一に数えられるが、其批難の当らない事は、右と同様である。

(払)ハラワ ハロウ(文語) ハロウテ(文・口)

(言)イワ ユウ ユウテ(文・口)

(浅)アサク アソウ(文・口)

(美)ウツクシク ウツクシユウ(文・口)

要するに、歴史的仮名遣では、標準時代の発音と異なる仮名を用いて、動詞の活用は、飽くまでも五十音図の同行で説き、語幹の発音の變化したものも、書き変えることなく、標準時代の音を表す仮名で説明しようとするに對して、改定案では、各仮名を標準時代に有した音価で使用して、文法上の事

実を成るべく實際の発音に即して説こうとするのである。即ち之を發音主義といへば、歴史的仮名遣は文字主義と言へるのである。文法に關しては、双方に破壊の事実なく、「説き方」の相違を見るに過ぎないものと思ふ。

仮名遣の何れによるかは、各人の所見によつて異なるはずであるが、他を批判するに當つて、誤つた標準からすると、頗る危険な結論に達する。最近多くの改定案反對論者の口から、「文法破壊」の声を聞くので、自己の所信を述べる次第である。改定案賛成論者は、最も世人の注意を引き、同時に致命傷を与える巨弾の様に見える所の、この「文法破壊」の聲に恐れてはならない。その声はいかに大きくとも、それにおびえて不安を懷いてはならない。この点については中心安んじて、勇敢に進むべきである。

十二 国語における仮名遣問題

(昭和六年十一月)

保科孝一

『岩波講座 教育科学2』(昭和六年十一月)に発表されたもので、仮名遣いの問題を、仮名遣いを改定することに賛成の立場から、整理解説したもの。保科孝一(一八七二—一九五五)は国語学者で、東京文理科大学教授、東京高等師範学校教授、文部省嘱託。国語調査委員会補助委員、臨時国語調査会委員、国語審議会委員、同幹事長。

(一)

わが国語および字音仮名遣を発音主義によつて改定するとは教育界多年の要望であつて、一日もはやくその実現を見たいとはもつとも熱誠に希つて居るところである。一体古代における仮名遣は発音と文字とがよく相一致していたので、同じ言葉が人によつて区々に書きあらわされるようなことがなく、よく統一が保たれていたのである。しかるに世を降るに従て発音がだん／＼變つて来たが、これを書きあらわす仮名が依然として旧の通であるところから、ついに発音と文字

とがその一致を失うに至つた。その結果ある発音が数種の文字によつて書きあらわされ、ある文字が数種の発音を有するようになつて、いわゆる仮名遣なるものが生じて来たのである。たとえば「フ」とゆう仮名は

ふゆ(冬 fuyu) たふる(倒 taoru) あらふ(洗 arau)

ぎふ(雑 zoo) やぎふ(柳生 yagiu)

等におけるがごとく種々の音を代表する。また「オ」とゆう音は

おとこ(男 otoko) おや(親 oya) たふる(倒 taoru)

かほ(顔 kao)

等におけるがごとく、種々の文字によつて代表される。そこで同じ語でありながら、その書きあらわし方が人によつて区々であるとうることになるのである。「狼」とゆう語について見ても

オホカミ オウカミ オーカミ オオカミ フホカミ

ヲウカミ ヲーカミ ヲオカミ ヲヲカミ

とゆうようにいろ／＼な書きあらわし方が生じて来るのである。鎌倉時代においては、仮名遣が混乱して同じ言葉が人々によつて区々に書きあらわされる有様であつたので、これを統一せんがために定家仮名遣があらわれたのである。仮名遣が混乱するに至つた場合、これをいかに整理統一すべきか

問題になるが、それには二つの方法がある。その一は古代において発音と文字の相一致して居た時の用法を標準とするので、たとえば万葉時代にしても古今時代にしても同一語源のものは何人によつてもみな同一に書きあらわされたのである。ゆえにこの時代における仮名の用法を標準としてこれを統一することが出来るので、これがいわゆる歴史的仮名遣である。その二は現代における標準音を基礎として仮名の用法を統一するので、たとえば東京の中流社会における発音を大體の標準として、仮名の用法を一定したのがいわゆる表音的仮名遣である。右のごとく仮名遣を統一するのに、歴史的仮名遣と表音的仮名遣との二種の方法があるが、しからばそのいずれによるべきか重大な問題となるのである。

(二)

歴史的仮名遣は古代において発音と文字の一致して居た時代を標準とするのであるから、これによつて仮名遣の統一を保つことは無論出来るのである。平安朝の末期から乱れはじめた仮名遣を整理しようとした定家仮名遣は今日から見るとまったく失敗であつた。とゆうのは定家仮名遣は仮名の用法を整理するに当て確固たる方針がなかつた。すなわち定家・親行および行阿が常識によつてこうあるべきであると考えたものを標準としたらしいのである。ゆえに

をしねおくての時はお也 晩おのこ 男おその恐 をおほよ 凡そとも をおむき 趣おむくの時はお也 趣こをけ 桶おけの時はお也

えほしあほしとも 烏帽子 つえつあとも 杖 あまえてあまへとも 甘
えふあふとも 醉 さかへさかえとも 栄 こひこいとも 鯉
めしめしるとも 盲 ついでついでとも 次 つゐつゐにとも 遂

等のごとく、歴史的でもなく、また発音的でもなく、定家等が当時社会の慣用に鑑み、常識を以て是なりと認められたものを標準としたのであるから、その結果は以上のごとく不統一なものになつたのである。しかるに第十七世紀の末葉において、僧契沖が古代の文学ことに万葉集を研究して居る中に、その仮名遣が整然としてよく統一して居るのを見て、これを標準としてこれまで区々になつて居る仮名遣の統一を図ることがもつとも然るべきであると考え、『和字正濫抄』五巻を著わした。これが脱稿したのが元祿六年二月で、板になつたのが同八年である。その後元祿十一年五月に『和字正濫要略』二巻を著わしたが、これはいづれも古代の文学における仮名の用法を標準としてこれまで人によつて区々であつた仮名遣を統一したのである。いわゆる歴史的仮名遣によつて仮名の用法を統一したのであるから、定家仮名遣に見るがごとく同一語源のものでありながら、二様にも三様にも書きあらわされるようなことはない。

しかるに契沖の唱えた歴史的仮名遣は大體平安朝までの文

学を基礎として整理したものであるから、それまでの文学に
 確固たる典拠を有するものゝ仮名遣はよいとして、その典拠
 を見出し得ないものゝ仮名遣はなにを標準としてこれを一定
 すべきかゞ問題になる。たとえば檳榔のごとくアジマサかア
 チマサかその拠るべき確固たる出典を見出し得ないものはい
 かにしてこれを決定すべきであろうか。檳榔は味勝の意味で
 あるから、アチマサを標準とすべきであるとゆうように、語
 源を考慮してこれを決定するより外に途がない。しかし常識
 から割出した語源の解釈ははなはだ危険なものである。また
 鯨のごとくクジラともクヂラとも両様の出典を有するものは
 両ながら認めるべきかどうかこれも問題である。歴史的仮名
 遣において疑問になつて居るものが決して少なくない。また
 平安朝以後にあらわれて来た語についてはなにを標準として
 その仮名遣を定めるべきかゞ重大な問題で、盗賊はドロボウ
 かドロボウか、この場合なにを標準としてその仮名遣を定め
 るべきであろうか。しかもかくのごとき实例は近世に至るに
 従てますます多くなるのである。もし歴史的仮名遣を古典的
 のものと見て、現代の言語に應用しなければ別に問題はない
 が、一切すべて歴史的仮名遣によつて進めとゆうことになる
 と、そこに多くの無理が生じて来るのである。

(三)

表音的仮名遣は現代の標準音を基礎として整理統一したも

のであるから、標準音が大体確定すれば、これに対する仮名
 の用法はきわめて簡単で、しかもよく統一して人によつて区
 々であるようなことはない。すなわち言いあらわす通に書
 き、書いてある通に読めばよいのである。ゆえに発音が統一
 して居れば、これに対する仮名遣は人によつて区々であるよ
 うなことは決してない。たゞジ・ヂ、ズ・ヅの区別のごと
 く、その発音が地方により人によつて区々である場合には統
 一を失うことがある。またカ・クワの区別も同様であるが、
 これに対しては相当の除外例を設ければよい。すなわち先年
 文部省から訓令を発して居るように、右の様な発音の区別は
 しばらく地方の慣習に従うとゆうことにしておけばよいので
 ある。

つぎに表音的仮名遣は発音主義によつて整理したものであ
 るが、その発音主義とゆうのは phonetical とゆう意味であ
 る。われわれが口に言いあらわす通、すなわち蓄音機のレ
 コードと同じ程度に写取るとゆうのでない。今日いかに進歩
 した科学的な文字といえども、蓄音機と同じ程度に発音を写
 取ることの出来ないの言うまでもない。つまり発音のアウ
 トラインを写取り得るに過ぎないのであるが、それにしても
 発音をできるだけ正確に精密に写取ることが、国語の健全な
 る発達を促す上から見て得策である。またある人は表音的仮
 名遣は発音を標準とする以上、東北地方の人はその地方の発

音に従い、九州地方の人はその地方の発音によるとゆうことになる、仮名遣の統一が取れなくなるではないかと論じて居るが、これはまったく表音的仮名遣の本質を知らないために生ずる議論である。さきに述べた通、表音的仮名遣はあらかじめその拠るべき標準音を定めておくのであるから、東北の人は東北の発音により、九州の人は九州の発音によるために、仮名遣の統一が出来なくなるような恐はない。ジ・ヂ、ズ・ヅ、カ・クワのごとくしばらく地方の慣習に従うとゆうような例外もないではないが、大体はある一定の標準音によるのであるから、その統一がよく保たれて混乱を生ずるようなことはない。

歴史的仮名遣では現代の新語に対していろいろな疑問を生ずることが多いが、表音的仮名遣ではいかにこれを書きあらわすべきかに迷うことは決してない。発音の標準さえ一定して居れば、これを書きあらわすのになんらの問題も起らない。疑問の仮名遣として見るべきものは歴史的仮名遣にはなかく、多いのであるが、表音的仮名遣では発音さえ一定して居れば、その仮名遣は自然にきまるのである。発音と文字の関係から見れば、両者がいかに相一致するのが当然である。ゆえにいかなる国語においても、その古代におけるものはみなよく相一致していたのである。その後世を降るに従って発音が変つて来たが、それにも拘らず、仮名の用法は依然として

もとのまゝの発音の変らない時代の慣習によれとゆうのは無理であるし、仮名の用法を合理的に考察して見ても、発音と相一致せしめるのが当然である。発音と仮名とが一致を失つたのはいわば病的現象であるから、これをできるだけ一致せしめるように整理するのが国語の健全なる発音を促す所以である。無論言語にも文字にも伝統もあれば歴史もある。しかし言語の発音が変化するのはいかなる国語においても免れ難いことであるが、しかしその自然の成行に任せておくべきものでなく、然るべき時期においてこれを整理することが必要である。すなわち発音を整理すると同時に、これを表記する方法も整理しなければならぬ。イタリーやスペインやドイツのごときすでにこれを整理して、発音と文字を一致せしめたのである。その他の諸国においても、現代の発音を標準としてこれに文字を一致させるように整理すべく努力して居る。それがすなわち綴字改良(spelling reform)の運動の起つて来た所以である。綴字改良運動の目的は発音と文字を一致させることにあるので漸次その目的に向つて綴字の改良が実現せられつゝあることはこゝに繰返す必要はない。

(四)

歴史的仮名遣を現代の発音によつて整理することに対して、反対意見の存することも事実であるが、しかしこれはひとりわが国においてばかりでなく、欧米においてもまた同様

である。一九〇六年北米合衆国大統領ルーズヴェルトが簡易綴字協会において改定した三百語を政府の公文書に採用しようとしたとき、反対があつて実現することが出来なかつた。これに対する反対意見はわが国におけるものとは大不同小異のものであるが、その主要なるものを挙げて見ると、第一歴史的綴字法は語源を保存する利益があるが、これを発音的に改めると、その語源を滅却する恐があるとゆうのである。たとえば *psalm*, *hymn* を *san*, *him* と改定するとその由来がまつたく不明になってしまう。けれどもこれを従来のまま *psalm*, *hymn* と表記すれば、これらの語はギリシャ語に由来するものであるとゆうことがすぐにわかる、とゆうのである。わが国においてもこれと同じ意見を有して居る人がなかく多く、字音の中・相・高・盲・傍をチウ・サウ・カウ・マウ・ハウと表記すれば、その原音が *chung*, *siang*, *kaou*, *mau*, *piang* であることがわかる。オホカミ「狼」と表記すれば、「大嚙ミ」とゆう語源が明である。タヅナ「手綱」ならば語源が明であるが、タズナと書いてはそれが不明に帰するとゆう、この反対意見には相当な理由があるが、しかし一般国民の利害から見てはたして語源保存のため、しいて歴史的綴字法を支持するだけの必要があるかどうかは疑問である。一般の国民は一々その語源を自覚して用いて居ることがない、すなわち語源にはほとんど無自覚無関心でこれを用い

て居るものである。狼のオホは大の意味である。扇はアフグとゆう動詞から転成したものであると自覚して用いることは一部の学者の外ほとんどない。ゆえに歴史的にその語源を保存することが、一般国民に取つて別に利するところがないのみならず、仮名遣が複雑にして不規則になるだけかえつて不利である。つまり語源保存の利益を感ずるのは一部少数の学者であるから、歴史的仮名遣の保存論はその一部少数の学者のために一般の国民が犠牲に供せられる姿になるのである。フランスのアカデミーは一般に保守的で、旧来の綴字法を大體保存しようとして居るが、その主張するところを見ると、原語とその転来語とはたがいこれを近接せしめ、両者の關係を明にすることが必要である。フランス語とラテン語との親族的關係を綴字法の上に明ならしめることは、各国の教育ある人士がフランス語を学ぶのに容易ならしめるものである。もし *temps* を *tans*, *tan*, *tens* 等のごとく書くことに改めると、容易にその意味を理解させることが困難になるが、*temps* と書く、ラテン語の *tempus* に由来する語であることがすぐに知られるのである。ゆえに外国人をしてフランス語を学び易からしめるためには綴字法を語源的に保存しておく必要があるとゆうのである。この主張は学者としての立場から見るとまことにもつともであるが、しかし語の由来は辞書に詳記しておけばよいので、かならずしも日常これ

を使用する場合にまでも保存して置かなければならぬ必要はない。現代の発音とまったく離れた形式を機械的に記憶する労苦と、語の由来をあきらかに知り得る利益との差は比較にならないほど大きいものではあるまいかと思う。

第二歴史的綴字法は同音語(homononyms)から起る混雑を避けるのに便利であるとゆう。たとえば hymn を him と書綴ると、代名詞の him と混雑する恐があるとゆうことは一応もつともな理由である。わが国でも同様な理由で反対して居る人が多い。たとえば行李コウリと氷コウリと小売コウリが混雑するとか、様ヤウ用ヨウ要エウ葉エフの区別が不明になるとかゆうので反対して居る。しかしこれは単語を対象として考えた場合であるが、日常の談話は単語のみで行われることがきわめてまれなもので、通常は文章が基礎になるのであるから、文章前後の関係によつてその正確な意味が理解され、決して誤解や不明を来すことがない。もしその恐がおうく存するならば、日常の談話にたえず支障を来すわけである。しかし実際においてはその恐がほとんどない。発音的に改定した結果、同音語が若干増加することは事実であるが、その結果もし真に誤解や不明を来す恐のあるものは、自然にこれを避けて用いないようになるのである。長距離電話においては、同音語が支障を来すことが多いから、自然これを避けるようになって居る。歴史的仮名遣の支持者はいつも

目で見える場合のみを考慮して、耳で大きく場合を忘れて居るがごとき観がある。今日のごとく電話やラジオの発達した時代においては、耳で大きく場合をふかく考慮して綴字法や仮名遣の問題を判断しなければならぬ。

第三従来慣用の綴字法に変更を加えると、国語の尊厳を毀損する恐があるとゆうのも有力な反対理由である。宗教家はことにこの点からはげしく反対して居るので、たとえば psalm, hymn, saviour を sam, him, savior と改めると、言語としての威厳を減損して、バイブルのごときことにその有がた味が失なわれるとゆうのである。ドイツの言語学者アウグスト・シュライハー一派の学者は言語を有機物のごとく考え、結晶体がきわめて整正な形相を備えて居るように古代の言語はすこぶる完美的な形相を具有して居る。すべて古代の言語は文法上の形式や規則も豊富でしかも整然として備つて居るのに、文学の発達とともにその形相が段々崩れて来たのはつまり言語の退歩を意味するものであると論じて居る。言語に対してかくのごとき観念を有する学者の眼から見れば、綴字法や仮名遣のごときも古典におけるものが正しいと考えられるのであるから、これに改定を加えることはあたかもこれを破壊するがごとく見えるのもあながち無理ではない。ブリュンチェールも「言語を以て一の美術的創作と考える人は五六百年來美育によつて養われた国語においては、言

語がそれ自身の価値を有し、その個性を存することを信じて疑わぬのであろう」と言つて居るし、フランスのアカデミーもその綴字法を改定するのに漸進主義を取つて居るのは、言語の形相に美的要素が存在すると信ずるからである。言語の形相に美的要素の存在することはわれ／＼もつとにこれを認め、決してこれを否定しない。しかしこの美的要素はかならずしも絶対なものでなく、時代とともに推移するものである。われ／＼はオホキガハとゆう形相をひさしく見なれて、この形相に対して文字美を感じるのである。しかしながらこれよりあらたに学に就こうとする児童や少年がはじめからオウイガワを見なれたならば、見なれるに従つてこの形相に対して文字美を感じるに相違ない。しかもわれ／＼がオホキガハの形相に対して感ずるのと、その深さにおいてほとんど異なるところのないものである。ハツカニ(僅)がすではやくからワツカニと書かれて来たので、今日ではかえつてハツカニとゆう形相が異様に感じられる。仮名で書かれたオウイガワに不快を感ずる人もローマ字の *Oigawa* に対してすこしも怪しまないのは、この形相に対する見なれの度が浅いからである。もし数百年來 *Ohowigaha* とゆう形相を見なれて来たものが、*Oigawa* とゆう形相に接した場合には、やはり異様に感ずるに相違ない。明治の初年武士が帯刀を廃し、散髪の様になつたとき、武士の精神を失つたものゝごとく感じら

れ、白昼外出することすら恥じたのであつたが、その後幾何もなくして結髪帯刀の姿が古典的のものとして芝居で見られないようになつた。純粹な和語よりも漢語を以て威厳のあるものゝように感ずる傾のあるのも、要するに感情に帰因するのである。ゆゑに綴字法や仮名遣の改定については、感情論に重きを置いて批判するか、實用論に重きを置いて批判するか問題になるのである。

第四従來の綴字法は、史的価値を保存する利益があるとゆうことも力強く叫ばれて居る。たとえば英語の *night*, *knight* を *nait* と書綴ればこの語の由來がまつたく不明になる。すなわち語源が不明になるが、しかし *night*, *knight* と書綴ると、これらの語の由來するところを容易に知り得る利益がある。今日でこそ *night* が無声になつて居るが、ある時代において発音されたことは言うまでもない。もしこれを *nait* と書綴ることにすればその由來が不明になる。アングロサクソン時代の *niht* が近世になると *-ght* となり、ついに黙してしまつた。語尾の *h* は *ch* の発音を有するところから *gh* になり、ついに *h* のごとく発音せられ、あるいは黙してしまつた。すなわち *enough*, *through* の *gh* がその一例である。しかるにこれを *inuf*, *thru* と書いてはその由來が不明になる。

以上は従來の綴字法によつて語の由來を明に保存し得る利

益を主張するのであるが、これは語源保存の利益とほぼ同じ根拠に立つものである。しかし、語源や語の由来は語源辞書により明確にこれを後世に伝え得るのであるから、しいてこれを日常の用語の上に保存する必要はない。英語ならばスキートの語源辞書によつて語源や語の由来は容易にこれを知ることが出来る。ことに語源や語の由来は専門家に必要なであつて、一般の国民は別にこれを知らなくとも差支がない。right は古代において riht と書いたものであるとか、bishop はアンテン語の episcopus に由来するものであることは別に知る必要はない。オホキガハと書いて居れば、古代においてその文字通発音されたことがあるとゆる史的価値が認められるのは事実であるが、しかしもし発音の変化するに従て文字を一致させるように整理すればかえつてより多くの史的価値を保存することが出来るのである。たとえば五十音が古代において正確に存在したものとされるが、しからばヤ行とア行の「イ」「エ」の区別がいつごろから消滅したか。ワ行とア行の「ウ」はどうか、ハ行音が時代によつて変化して居ることは認められるが、その歴史の変遷を時代の上からこれを明にすることが、今日のところはなほだ困難である。これは歴史的仮名遣を用いて居る結果であつて、もし各時代を通じて発音と仮名とをよく一致せしめるならば、発音の歴史の変遷は容易に知ることが出来るのである。歴史的仮名遣には古

代の発音や語形を保存する利益がたしかに認められるが、しかしある時代以後における発音の変化はかえつてこれがために不明に帰する恐のあることを忘れてはならぬ。

(五)

以上は主として欧米における綴字改良反対の重なる意見を挙げてこれを批判したのであるが、これはたゞちに移してわが国における仮名遣改定の反対意見と見なすことが出来るのである。なおこの外わが国における仮名遣の改定については、特殊な反対意見も多少存在する。たとえば五十音図はある時代までは四十八音が嚴重に言いわけられて居たのである。すなわち阿米都知には「イ」「ウ」の外四十八音が存在して居る。しかるにその後世を降るに従て段々減少して来たが、歴史的仮名遣には古代の発音がそのまま保存されて居る。国語の発達上から見て音の数が段々減じて行くのはまことに憂うべきことであるが、表音的仮名遣になると、キ、エ、ヂ、ヅ、クワ等が消滅するし、また重母音にも消滅するものがある。ゆえに仮名遣を発音通に改めることは不利であると論じて居る人がある。国語の発達上から見て、固有な音が段々減じて行くことはたしかに不利であるから、できるだけこれを保存すべく努力する必要のあることは言うまでもない。国語教育やその他の方法によつて、欧米各国とも、この点には特にふかく注意して居る。われわれも音の減じて行くのを冷然

として傍観すべきでなく、できるだけ発音の練習を励行してその変化を防止することにふかく意を用いなければならぬ。しかしかたに努力しても、時とともに變つて行くのは止むを得ない。しかるに歴史的仮名遣によつて古音を保存し得ると満足して居るのは、あだかも不渡手形を大切に保存してこれを財産と心得、おういに得意がつて居るに等しいものである。もし歴史的仮名遣によつて古音をあくまで保存しようとするならば、その仮名の通に発音せしめるように練習させなければならぬ。たゞ仮名の上だけでフヂとフジ、クツとクズを區別してヂ・ツを保存し得たりと考えるのは不渡手形を受取つて満足して居るようなものである。ゆえにヂ・ツを保存することが必要ならば、その通発音させるように努めなければならぬ。そう努力して歴史的仮名遣を支持するならば、名実ともに相備わるものであるが、不渡手形を以て財産と心得るような意見はもとより同意し難いものである。

カとク、ヂとジ、ツとズ等の區別は、時とともに消滅に歸しつゝあるのである。今日でもこれを嚴重に言いわけて居る地方の存することは事実であるが、しかし年とともにその區別が失なわれつゝあるのである。かくのごとき場合にこれを復古しようとするのはほとんど不可能なものである。

ジ・ヂ・ズ・ツの區別がいまなお存する地方が存するのであるし、語源的に見てこれを保存するのが当然であるから、今

後の國語教育においてこれを嚴重に言い別けさせるように努力するがよろしいとゆう意見もあるが、言語史上から見てこれはおそらく徒勞に屬するものである。もちろん一時的のものや一地方のものは嚴重に區別し正確に言いあらわさせるように努めなければならぬが、ヂ・ツのごとくすでに久しい以前から、しかもある地方を除いては日本の大部分において消滅して居るものをいまさら復活させることは到底不可能なことである。現在四國や九州の一地方においては、ジ・ヂやズ・ツの區別を嚴重に言いわけて居るが、その言い別ける地方が今後ますます減ずるのみで、決して増して行くことはないと思ふ。

つぎに仮名遣を改定すると、國語や文法を破壊すると論ずるものがある。一休言語と仮名遣との關係はあだかも身体と衣服のごときものである。ゆえに身体の生長するに従て衣服を仕立直す必要があると同じく、言語の變るに従て仮名の用法を改めて行くのが當然で、しからざれば言語と文字とがその調和を失うことになるのである。十五歳の時に作った衣服を二十歳になつてもそのまま着ることははなはだしくその調和を失うことは言うまでもない。身体の生長するに従て衣服を仕立直す必要があると同じく、すでに発音の變化した以上、これに調和すべく仮名の用法を改めるのがもとより當然である。それがために國語を破壊するものでないことは言う

までもない。のみならず発音が変化したに拘らず、仮名遣のみ依然として旧の通にして置くことこそかえつて国語を混乱に導く恐れがあると思う。仮名遣が歴史的であるために、これを正して使うことが出来なくして随分乱雑な使い方をしつてこしも意に介しない。中には仮名遣のごとき任意にしてこれを整理統一しないことを希望するとゆう意見すら、しばしば聞くのである。字音仮名遣のごときは到底学ぶことの出来ないものとうのが一般の輿論である。仮名遣に対してかくのごとき観念が一般に流布して居ることは、仮名遣が歴史的であるがためであつて、発音的のものならばかゝる観念を抱かせないで済むのである。国民一般がみな統一した仮名遣により、しかもこれを用いるのにすこしも苦しまないから、今日のごとく乱雑に陥る恐がすこしもない。かようになることが国語の健全なる発達を促す所以で、すこしもこれを破壊するものでないことは明な事実である。

つぎに仮名遣の改定は文法を破壊するとゆう反対意見が有力なものとして取扱われて居る。一体わが国文法においてもつとも重要な部分は用言の活用にあるのである。しかるに動詞の活用図は五十音図を基礎として組立てられて居るので、その結果カ行四段活用とか、ハ行上二段活用とか、ラ行下二段活用とゆうような活用が成立ち、しかもこれらの活用はかならず同行に活くことになつて居るのである。しかもこの活

用図は歴史的仮名遣を標準として組立てられて居るのであるから、もし仮名遣を表音的に改定すれば、自然若干の異同を生ずることは当然である。なおこゝで一言する必要があるのは、わが国文法は文語と口語とに分れて居ることである。英仏独等における標準語は言文相一致して居るが、わが国では現在文語と口語とが並び行われて居るし、その間の文法に少なからぬ差異が存在する。しかして文法を組立てる場合に、仮名遣が文語と口語とに重大な関係を有するのである。すなわち歴史的仮名遣を標準とするか、表音的仮名遣を標準とするかによつて文語法と口語法の組織に多大の關係をもつのである。現在では文語法も口語法も歴史的仮名遣で組立てられて居るが、臨時国語調査会発表の仮名遣改定案によると、用言の活用に幾分の変改を来すことになるのである。たとえば動詞の活用について見ると、これまでの様に動詞はかならず同行に活くとゆうことがいなくなつて、二行に跨るものが生じて来るし、また活用形もすこし變つて来るのである。しかしながら現在われわれはそう発音し、語形もそう變つて居るのであるから、それは止むを得ないのである。仮名遣を改定したために變つて来るのでなくして、今日現在の言葉がすでにそう變つて居るのである。たとえば「洗ふ」とゆう動詞は日常の談話において、

洗ワナイ　洗ツテ　洗う　洗えば　洗おう

と言ひあらわして居るのである。ゆえにその言ひあらわして居る通に書取つてこれを活用形に組立てるとワア行五段活用になるのである。もし仮名遣を発音的に改定すると、口に言ひあらわす言語がその影響を受けて変化するとゆうならば、

仮名遣の改定が文法を破壊するといえるかも知れない。しかし仮名遣の如何に關係なく、われ／＼の口語がすでにそう變化して居るのである。實際われ／＼が口に言ひあらわす言葉をその通仮名に写取つて、これを活用図に組立てゝ見ると、「洗ふ」とゆう動詞はワ行とア行とに跨り、しかも五段に活く形になるとゆうのである。繰返して言うが、こゝ變つたことが、仮名遣にはなんら關係のないことである。しかるにこゝ變つたことを仮名遣の改定によつて生じたかのごとく認め、仮名遣の改定は文法を破壊すると論ずるのはまつたくその當を失したものである。もし「洗ふ」を

洗ワ イ ウ ウ エ オ

と活かすことが文法を破壊するものならば、これを

洗ハ ヒ フ フ へ

と言ひあらわすようにすべきである。言語そのものゝ変化は自然の成行に任せておいて、仮名遣によつてのみ旧形を保存し、動詞がかならず同行に活くものであるとゆう原則を確守して居るよう考へることは當らないと思う。ことにこゝしなれば文法を破壊するものと論ずるに至つては、まつたく

仮名遣と文法との關係を見あやまつて居るのではあるまいか。文法は言語に存するもので、文字の上に組立てられるものでないことをくれ／＼も忘れてはならぬ。

(六)

終りに一言したいことは、泰西における綴字法とわが国における仮名遣とはいさゝかその趣を異にするものであることである。英語の綴字法は歴史的にして、すこぶる複雑不規則なものであるが、しかし一旦これを学べばそれが一生役に立つのである。たとえば

Worcester str., Greenwich, Edinburgh, Plymouth,
knight, night, enough, through, programme, cat-
alogue, honour, centre, telephone, photograph

等の綴りを機械的に学んでしまうと、それが日常の生活においてたえず役に立つのである。ゆえにたといかに多大の労苦を費したとしても、それだけ役に立つのであるから決して無駄骨折にはならない。しかるにわが国における仮名遣は漢字を併用して居るために、仮名遣の多くは漢字の中に隠れてしまふ。アフヒ・アフギ・タフル・ハフル・ホホヅキ・クツ・クズ・カフフ・一デウ・一デフ・マンエフ・一シヤウ等に対しては葵・扇・倒る・放る・酸漿・屑・葛・甲府・一条・一疊・万葉・一生等の漢字を常用し、仮名を以てこれを書きあらわすことがないために、たとい以上の仮名遣を骨折つて学

んでもほとんど役に立たない。甲府や一条を仮名で書くことは特別な場合の外はほとんどない。アフギ・タフル・一シヤウにしても同様である。もし電報で甲府や葵町を仮名書きにする場合には、大抵発音通りに書くので、折角学んだ仮名遣もほとんど役に立たぬ、多くは無駄になつてしまふ。それはつまり平素仮名よりも漢字を慣用する関係上、仮名遣の必要を感じないのである。しかも止むを得ず仮名で書かなければならぬ場合には、発音通に書いて間に合うから、世人は別に仮名遣を学ぼうとしないのである。議員選挙の際候補者の姓名に振仮名を附するが、その仮名遣にふかく注意して居るらしく見受けるのがきわめて少い。ゆえに中流以上の社会における人々も、字音はもちろんのこと、国語の仮名遣についても、一部分の外はまつたく知らないのである。ゆえにその子女から仮名遣を問われて、たゞちにこれを教示し得る人はほとんどないといつても過言でない。わが国では大臣大将といえども仮名遣はよく知らないですむのである。しかもそれがために損失するところがほとんどないのである。しからば仮名遣はことさらに学ぶ必要がないものであるとゆうことになるのであるが、かくのごときはそも／＼なにゆえであるかとゆうと、平素漢字を慣用して仮名で書くことが少ないからである。もし漢字を廃して仮名を専用するようになったらば、自然仮名遣にふかく注意するようになるのであるが、今

日のところでは、狼を仮名でどう書く人が多いか統計的にこれを知ることが不可能である。英米においては、社会が honour, honor, centre center のいずれを慣用するか、統計的にこれを調査することが別に困難を感じないが、わが国では今日のところ不可能である。かくのごとく社会一般が別に慣用することもなく、最高の学府を出た父兄すら教示することの出来ない仮名遣をしいて小学の児童に学ばせる必要がどこにあるであろうかが重大な問題である。尋常一年の児童にモ、タラウと歴史的仮名遣をたゞしく教えることが、「郎」とゆう漢字を学ぶ場合の段階になるとか、あるいは将来学ばんとするものの基礎になるとかゆうならば、しいて学ばせることに多少の意義があると認めてよいが、たゞ一時的の無駄骨折にしかならぬものならば、むしろ発音的に整理統一した仮名遣によらしめる方がどの位かれらを幸するかは改めて述べるまでもない。発音的に書綴ることはきわめて容易である。別に苦しんで学ぶに及ばないのであるから、歴史的仮名遣を一々機械的に学ぶ労苦しかもその無駄骨折からはじめて児童が救い出されるのである。

十三 仮名づかい是非(昭和七年四月)

佐久間 鼎

『国語教育』(昭和七年四月号)に発表されたもので、語源を示すのに役立つということが歴史的な仮名遣いの保存を主張する論拠となりえないことを説いたもの。佐久間鼎(一八八八—一九七〇)は心理学者、音声学者、国語学者で、九州帝国大学教授、東洋大学長。国語審議会委員。

仮名づかい改正の問題は、従来ずいぶん論議されて来たものではあるが、最近数箇月におけるほど世人一般の関心をそそるものではなかつたようです。これは実際問題として、文部省臨時国語調査会の改訂案を国定読本などに採用するという氣勢がしきりに動いて、今まで比較的のんきに構えていた反対論者たちをあわてさせたから、この方面からの反対の声が盛にあがり、従来行われていたような賛否両様の議論が活潑にむしかえされたのによるのでしよう。かくて問題はジャーナリズムの興味をよぶに至りました。

この際尊敬すべき国語学の大家、国文学の先達などの反対論も見うけられ、その熱心な態度には感服させられるものがあります。その議論にはかなりピントがはずれていると思

われるところがあります。某々の名士が仮名づかい改正に反対したとか、誰そのの文士が新仮名づかいを不快に思つたとかいつたようなことは、いわゆるゴシップの種にはなつても、反対の理由とは受取れません。ことに思想問題や国体論をかつぎ出すのに至つては、その考え方そのものが研究ものになります。

だが、こういう論者を説きふせることは、無益な努力だと思ひます。なぜなら、その考え方の全体がすでにそういう風に出来上つているのでから、ただ仮名づかいの是非の議論だけでは、共通な出発点まで立ち戻るわけにいかないのです。もつと遡つて議論を出発させなければなりません。そういう論争の余裕は、両方の論者とも、おそらく、もちあわせないでしよう。そして共通の思想的根底を見出さないままで論じあつていきますから、議論は結局水掛論になりがちです。

仮名づかいの改訂を主張する方とそれに反対する方との議論をとつて、第三者はその内容を比較しさえすればいいのです。別に何人がそれを主張しているかなどに顧慮し過ぎるべきではありません。学者、専門家の間にもいろいろな意見の相異があるものです。誰が主張するからその方が正しいのだらうとか、彼が批難するからそれは間違つていのだらうとか、権威に聴従すべきものではありません。

改訂案は大体発音どうりに書くという主義と見ていいでし

よう。もつとも多少従来の慣用に譲歩して、その点で不徹底でもあり、不斉合でもありますが、それは実行上の障害を顧慮するところから来たものと思われまます。私たちはその点で調査会案に不満を感じたものですが、実行上漸次的に進むという方を利とするならば、これも止むを得ないと考えます。一挙に改めるといふかわりに、ドイツ語の正字法改正でもしたと記憶しますが、前後に二回にやつていくということとを有利とするならば、それに反対しようとは思いません。その意味で一音節の助詞の除外例のごときは、過渡的の処置として承認しましょう。(ただしネーサンを「ねいさん」とする必要のごときは、認めがたいのです。)

とにかく大体の主義として発音どうりに書くということ、は、正当な要求でもあり、カナの本来の職能にもかなる所以と思ひます。これに対して歴史的かなづかいは、語源を示したいという希望でつなぎとめられているようです。(古典が読めなくなる等々の反対は一般論として何等有効でありませぬ。読むことを一般に推奨すべき古典は、むしろ現代語を以て通俗化すべきですし、文献学的の研究ならば、むしろカナどうりに発音した方が、当時の実際に近い場合がありましよう。語法をたてにとるのも、また結局語源主義から派生した議論と見られます。こうして歴史的かなづかい保存または支持の主張の論拠は、つまり語源尊重にあるということが出来

ましよう。

ところで、字音仮名づかいは別問題として、国語仮名づかいで、一体どの程度に語源指示の要求が満足されるでしょうか。単一の文字の場合に問題になるのは、「は」行の諸音節すなわち「は・ひ・ふ・へ・ほ」を「ワ・イ・ウ・エ・オ」と発音する場合と、「わ」行の「ゐ・ゑ・を」をそれぞれ「イ・エ・オ」を発音する場合と「じ・ぢ」および「ず・づ」の書きわけの場合とで、長音をしるす仕方には、「オー」と発音するところに「あう・おほ」などのつかいわけをし、「ヨー」を「ゑふ・えう」などと書きわけ、エーと発音されているところに「えい」と書くというぐらゐの区別が行われているに過ぎません。これはなるほど、語源的の由来にもとづくものでしょう。むかしは発音上に区別があつたと見るのが、至当かもしれませぬ。そうだとすれば、音声転化したのです。現在の発音と歴史的な仮名の書き方との間に不斉合を生じたのは、音声転化によるわけ、その仮名づかひによつて昔の発音がすぐわかるのは、一面利益ともいえないことはありません。ところが音声転化はそういう場合だけに限らないのです。ハ行子音の古音についてはpだつたという説が根拠があるとして、それから後になつてhのように発音されるようになった時代に、これが条件の下に有声化していわゆる有声のhを生じるといふことは、もつとも自然の成行です。このことを普通には「hがぬ

ける」といいますが、それはもとより便宜的ない方で、音声学的用意をかくものです。この有声化は、他の場合にもあらわれて、いわゆる「連濁」のような現象を生じます。この際には「ひとびと」のように「濁点」をつけることによつて、音声転化の迹を示します。語源主義からは、まず好都合に出来ていともいえます。ところが、音声転化はそれだけに限りません。いわゆる「音便」のような行き方もあります。この場合に語源主義を徹底するなら仮名はもとのままに書いておいて読み方だけを転化した発音によつてするということになりましょう。それがどんなに不都合を生じるか、どんなに混乱を来すかは、二三の実例について想見されるでしょう。

「讀みて」と書いておいて「ヨンデ」と読ませたり、「書きて」と書いておいて「カイト」と読ませたりすれば、ちようど徹底的な語源主義的仮名づかいができるわけです。しかしそれがどんなに文字の運用を不統一にし混乱させるかは、容易に想像されるでしょう。これはあたかも仮名文字を日本語で漢字を使用しているような仕方と同じ流儀でつかうのに外ならないのでして、表音文字の職能がこれでは全く破却されてしまうわけです。歴史的仮名づかいでも、そこまで語源主義を徹底させることは出来ませんでした。それで除外例を設けて、「音便」の場合には大体発音どうりに書くということにして、次第で、止むを得ずこれを便法といつたくらいのつもりで

取入れたのでしよう。しかし本来語源主義と異なる原理をここに導き入れているのです。そうせずにはいられないのです。

反対論者は「音便」を別種の現象と考へたがるでしょう。うしないと、「ばつ」がわるいのです。「転呼音」というような名称も、こういう立場から必要になつて来たのです。音声転化を音声に即して考察することが出来ずに、仮名文字の助かり、仮名づかいを考慮のうちに入れていたからこそ、こういう類別や概念が必要になつて来たのです。

「音便」は一例に過ぎません。いろいろな方向に音声転化が行われます。「やはり」√「やつぱり」√「やつぱし」のようのも少くありません。鼻音化の例もたくさん出て来ます。この転化の場合は歴史的仮名づかいの語源尊重もさすがにこのつけようがなかつたと見えます。発音式を取入れないわけにはいかなかつたわけです。

いま歴史的仮名づかいによつて明示されているような音転化の原形の如きは、きわめてありふれたものに過ぎず、た音声転化のごく僅かの部分を包括するに過ぎないものです。語源を明かにするという点からすれば、もつと大切な都合が他に無数にあるのです。しかもそれは仮名づかいの手で明示し普及するわけにいかないものばかりです。

これでも語源尊重のために歴史的仮名づかいを保存する、

要があるでしようか。

あまり五十音図にこだわり過ぎた語法論や改訂その事をき
らう感情的所説については、ここに述べますまい。つまりは
その所論の根底におかれては、国語学的知見が科学的・批判
的であるか、科学以前の・独断的であるかによつて、結論を
異にしてくるようです。国語学の科学性が確立されて来れ
ば、仮名づかい改訂の問題の如きは、本来理論として何等問
題ではないはずで。ただ実行の手段をどうするかというと
ころに議論が分れるぐらいのところですむのです。

仮名という文字をたよつて音声現象を考察し、「五十音図」
とか「音便」とか「連濁」とかを振りまわしている「国語学」で
は、文字の問題を批判することができないのです。狭い範囲
内で循環論法をくりかえすより外に道はないのですから。そ
ういう国語知識は、この種の問題に対する決定権をもたない
ものといふべきです。

(昭和七年一月三日)